

技術指針の改定等についての意見及び質問等について

区 分	項 目	平成 2 7 年度第 3 回審査会での意見及び質問の概要	回 答
1 条例技術指針の改定について	事故由来の放射性物質の取扱	チェルノブイリ等の原発などから自然界に放出された事故由来の放射性物質は、「一般環境中の放射性物質」に含まれるのか。(河野副会長)	自然由来であっても事故由来であっても、一般環境中に存在している放射性物質であれば対象になりますので、チェルノブイリ等の原発などから自然界に放出された事故由来の放射性物質についても、一般環境中に存在していれば、「一般環境中の放射性物質」に含まれます。
	項目選定	(対象事業の実施に伴い、放射性物質が「相当程度」拡散・流出するおそれがある場合は、一般環境中の放射性物質について環境影響評価の項目として選定するか否かの検討を行う必要がある、との市の説明に対して)「相当程度」の目安はあるのか。例えば、避難指示区域であっても、放射線の値が高いところと低いところがある。そうした場合、一般的に科学的な話をするときには「数」で示すものであるが、「相当程度」について、どのように判断をすれば良いのか。(遠藤委員)	<p>土地の形状の変更等に伴い放射性物質が「相当程度」拡散・流出するおそれがある場合の目安としては、原子力災害対策特別措置法第 20 条第 2 項に基づく、原子力災害対策本部長指示による避難の指示が出されている区域(避難指示区域)等で、環境影響評価法の対象事業を実施する場合が想定されています。</p> <p>しかし、避難指示区域内であっても放射線量が低い場所では、放射性物質の環境影響評価を必ず行わなければならない性質のものではありません。また逆に、避難指示区域外であっても放射線量が高いおそれがある場所では、放射性物質の環境影響評価を行うこともあり得ますので、放射性物質の環境影響評価を行うべきか否かを基準値等で画一的に判断することはできません。</p> <p>このような考え方を基本として、事業特性及び地域特性を踏まえながら、一般環境中の放射性物質について環境影響評価の項目として選定するか否かを判断することになります。</p>

区 分	項 目	平成27年度第3回審査会での意見及び質問の概要	回 答
1 条例技術 指針の改定 について (続き)	地域の概況	地域特性を確認できる程の放射線の状況を確認している箇所は広島市内にたくさんあるのか。(今川委員)	広島市内では、広島県立総合技術研究所保健環境センター(屋上)の1か所で、大気中における放射線空間線量率が観測されており、その結果は広島県のホームページで公開されています。
	調査	事業者が(環境影響評価の項目に選定して)調査を行った場合、その調査データはいつの時点で市民の方に公開されるのか。(清水委員)	<p>広島市環境影響評価条例に基づく環境影響評価の実施手順(条例制度集110ページ参照)は、「実施計画書の作成」、「準備書の作成」、「評価書の作成」、「事後調査の実施」という大まかな流れになります。</p> <p>この中で、事業者は、対象事業の事業特性及び地域特性を把握した上で、環境影響評価を行う項目等を選定して、実施計画書を作成し、市長意見(審査会の意見)等を踏まえながら、環境影響評価の項目等を決定します。その後、調査・予測・評価を行い、その結果をとりまとめた準備書を作成します。</p> <p>このため、市民の方に調査結果が公開されるのは、この準備書を作成した後の段階になります。</p>
		放射線量の具体的な測定方法について、例えば、こういう能力を持った機器で測定するといった指針などを、条例技術指針改定案に記載する必要はないか。(河野副会長)	<p>国は、技術的な指針を主務省令等で定めていますが、加えて、「環境影響評価技術ガイド(放射性物質)」を策定し、一般環境中の放射性物質に係る環境影響評価の項目の選定並びに調査・予測及び評価の手法の選定等に関する基本的な考え方や具体的な手法について、より詳細な指針を示して運用しています。</p> <p>本市においても、この技術ガイド(放射性物質)を準用しながら、個別事業ごとの事業特性及び地域特性等を十分に踏まえ、また、最新の情報や知見の収集に努めた上で、最適な手法が選択されるよう、運用したいと考えています。</p>

区分	項目	平成27年度第3回審査会での意見及び質問の概要	回答
2 要綱技術指針の策定について	答申案	資料5「多元的環境アセスメント技術指針(案)」を骨子として、具体の案は次回審査会で提出されるのか。(堀越会長)	(資料3-2を参照)
	社会・経済面への影響	<p>多元的環境アセスメント実施要綱(以下「要綱という。)」では、項目選定の中で社会面・経済面の記載があるが、条例技術指針(案)では、社会面・経済面の項目がほとんどない。要綱技術指針は環境面に限ったものを策定するということなのか、或いは、要綱の中から、社会面・経済面は、いつかは外してしまうという理解なのか。(長谷川委員)</p> <p>【追加意見】</p> <p>多元的環境アセスメントの大きな柱は、代替案(複数案)の検討と社会面・経済面項目を含めた総合評価と理解していた。「多元的」というネーミングには、環境だけでなくそのような社会的側面にも配慮するといった意味合いがあったのではないか。</p> <p>技術指針改定では環境に特化し、その後に社会面・経済面も勘案することだが、環境面で最適とされた代替案が、その後の社会面・経済面からの検討によって覆されるといった後戻り現象が懸念される。</p> <p>現在の方向性は当初考えられた「多元的環境アセスメント」の内容を大きく変更するものである。この間の戦略的環境アセスメントの実現可能性、法律・条例、あるいは全国的な考え方がどのように影響しているのか、より具体的な説明が必要と思われる。(長谷川委員)</p>	<p>今回策定しようとする要綱技術指針(案)は、多元的環境アセスメントの考え方を変更するものではありません。</p> <p>多元的環境アセスメントでは、「環境面への影響と社会・経済面への影響を関連させて評価する」としてはいますが、その趣旨は「社会・経済面での影響を考慮から外してしまうと、現実性のある環境配慮の検討が困難となり、多元的環境アセスメントの実効性そのものが損なわれてしまう」ことを考慮したものです。こうした趣旨を明確にするため、技術指針(案)第1章・第1節・2に文言を記載しています。</p> <p>なお、「環境面で最適とされた案が、その後の社会面・経済面からの検討によって採用されない」ことは制度上起こり得るものですが、その対応として、広島市多元的環境アセスメント実施要綱において、①計画策定者が、対象計画の策定に当たり、報告書の内容等に配慮して、環境への負荷の低減及び環境の保全と創造に配慮した計画に努めること(第12条)、また、②計画を策定した後に、環境の保全と創造に配慮した内容等を記載した書面を作成・公表すること(第13条)、といった規定を設けています。</p>

区分	項目	平成27年度第3回審査会での意見及び質問の概要	回答
2 要綱技術指針の策定について (続き)	事後調査	要綱技術指針に、事業実施後の事後調査の義務付けを記載できるのか。(清水委員)	事後調査については、多面的環境アセスメント実施要綱(計画段階で適用)に基づく手続が終了した後、広島市環境影響評価条例(事業実施段階で適用)に基づいて行われることから、要綱技術指針では記載していません。
	運用・解釈	<p>「多面的環境アセスメント技術指針(案)」については、環境影響評価法に基づく技術ガイドで示されている「複数案の設定」や「重大な環境影響の回避・低減」などの考え方をポイントとして運用するという理解でよいか。 (堀越会長)</p> <p>(位置の)複数案を設定するのが一般的と考えるが、現実的ではない場合という表現がよく分からない。単一案で市民の理解がきっちり得られるのか、少し心配である。やはり複数案を提示した上で、評価をしっかりとするということが適切ではないかと思う。(高井委員)</p>	<p>環境省は、配慮書手続を効果的かつ効率的に運用できるよう、「計画段階配慮手続に係る技術ガイド」を策定し、「複数案の設定」や「重大な環境影響の回避・低減」などの考え方のポイントを示しています。</p> <p>本市においても、この技術ガイドを準用しながら個別事業ごとの事業特性及び地域特性等を十分に踏まえ、また、最新の情報や知見の収集に努めた上で、最適な手法を選択するように運用したいと考えています。</p> <p>位置・規模に関する複数案の設定が困難な場合の例として、立地条件から事業の位置が制約される場合(道路延長・拡幅事業や火力発電所のリプレース事業など)や、すでに上位計画で事業の位置が定められている場合などが想定されます。なお、位置・規模に関する複数案の設定が困難な場合には、配置・構造に関する複数案の設定を検討することになります。</p> <p>要綱技術指針(案)では、位置・規模等の複数案を適切に設定することを原則とし、複数案を設定しない場合にはその理由を明らかにするよう記載しています。</p>

区 分	項 目	平成27年度第3回審査会での意見及び質問の概要	回 答		
2 要綱技術指針の策定について(続き)	運用・解釈(続き)	上位計画で決まっている場合でも、再考する可能性もあるのではないか。(高井委員)	市民を代表する市議会の議決を得た上位計画に事業の位置等が定められている場合、その上位計画に基づき事業計画を執行することになります。なお、議決を得た上位計画を覆すには、市議会に再度諮る必要があります。		
		適切と認めがたい計画書の場合には、審査会で意見を求めるということだが、誰が適切と認めがたいと判断するのか。適切と認めがたいという内容は、どのようなものをいうのか。誰がどのように、それを評価して、適切でないと判断するのかというところが、よく分からない。(高井委員)	多面的環境アセスメントに係る計画書が提出された場合、要綱に基づき、審査会に諮問します。市長の諮問機関である審査会が環境保全の見地から計画書が適切でないと判断した場合、市長は、その判断を尊重して計画策定者に対して意見を述べることになります。		
		資料5「多面的環境アセスメント技術指針(案)」にすべての事業に適用とあるが、市の公共事業に限るのか、或いは、民間の事業も対象なのか。(長谷川委員)	広島市環境影響評価条例で定める対象事業を実施するために市が策定する計画等に限りませんので、民間・第三セクターなどの計画は対象としていません。		
		環境影響評価審査会では、環境面の影響の審議が求められ、その次の段階で、ビー・バイ・シー(B/C:費用対効果)等が他の部署で議論され、一つの計画に決められていくという理解でよいか。(高井委員)	お見込みのとおりです。 計画策定者は、多面的環境アセスメントの結果や、その他の様々な諸条件を考慮し、最終的な計画を策定することになります。		
		<p>【追加意見】</p> <p>現在検討されているサッカー専用スタジアム建設計画などは、広島市の多面的環境アセスメントの最初の適用事業になるのではと期待していた。(長谷川委員)</p>	<p>サッカー専用スタジアム建設計画は、広島市環境影響評価条例で定める対象事業に係る計画に該当しないため、多面的環境アセスメントは適用されません。</p> <p><参考：広島市環境影響評価条例で定める対象事業> 「スポーツ、レクリエーション施設等の新設の事業」</p> <table border="1" data-bbox="1370 1326 2114 1442"> <thead> <tr> <th data-bbox="1370 1326 1603 1374">区 分</th> <th data-bbox="1603 1326 2114 1374">要 件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1370 1374 1603 1442">都市公園又は第二種特定工作物</td> <td data-bbox="1603 1374 2114 1442">新設の事業であって、形状変更区域の面積が20ヘクタール以上であるもの</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	要 件
区 分	要 件				
都市公園又は第二種特定工作物	新設の事業であって、形状変更区域の面積が20ヘクタール以上であるもの				